

成年年齢が18歳に！何が変わるの？

引き下げになることでどんな変化があるのでしょうか。また、変わらないことも。

自分で決められると同時に責任や危険も

令和4年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。世界的にも成年年齢を18歳とするのが主流であり、諸外国の制度、社会情勢など多くの事例や意見を考慮した結果です。

未成年は、親の保護下にありますが、成人になると、親の同意を得なくても自分自身で決めて行動できるようになります。例えば、契約行為、進学、就職が自分の考えで決められます。また、公認会計士、司法書士、行政書士といった資格や、10年のパスポートを取得できるようになります。

一方で不適切な契約で借金を背負ったり、判断のミスでだまされたりといった危険もあります。成人であるということは、権利と同時に義務も負うということです。

飲酒やたばこ、公営ギャンブルなどは、従来通り20歳からです。

世界の成年年齢（一例）

18歳

アメリカ（州により異なる） / イギリス
 イスラエル / イタリア / オーストラリア / スイス
 スペイン / ドイツ / フランス

19歳

韓国

20歳

ニュージーランド

18歳からできること

- スマートフォンの契約
- クレジットカードを作る
- ローンを組む
- 一人暮らしの家を借りる
- 10年有効のパスポートの取得
- 性別の取り扱いの変更審判

20歳にならないとできないこと

- 飲酒
- 喫煙
- 公営ギャンブル
 （競馬・競輪・オートレース・競艇）
- 養子を迎える

あなたの1票で法律が変わる?!

成年年齢引き下げに先駆け、平成27年に公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上から投票ができるようになりました。少子高齢化が進み、選挙権を持つ割合も高齢者の比率が増していたため、若い人の意見が反映されづらくなっているという懸念もあったからです。国民の政治参加のバランスを取る意味でも、投票年齢の引き下げは大きな意味があり、若い人にも社会に参加して欲しい、という世論の表れの一つでしょう。法律も国民による選挙で選ばれた議員が国会で審議し、成立するものです。つまり、投票することで私たちも法律の改正などに関わっているのです。

自分の意志で契約ができることは、自己実現の足がかりに。選挙にも積極的に参加しましょう。

話を聞いたのは...



群馬中央法律事務所
 弁護士 矢田 健一さん

その契約、大丈夫？ あなたも狙われているかも

自由に「契約」ができる半面、注意が必要です。

相談件数が急増

成年年齢の引き下げで、18、19歳も大人として、自分の意志でさまざまな契約ができるようになりました。一方で、親権に服さなくなるため、父母が契約を代わって行ったり、子どもの財産を管理したり（財産管理権）する必要がなくなります。また、未成年者取消権が行使できなくなり、親権者が後から契約を取り消せなくなるので、新成人を狙って悪質な業者が近づいてくる可能性も。県内の消費生活センターに寄せられた18、19歳からの相談も、改正前の令和3年度（4～1月）の93件から、令和4年度（4～1月）は121件（暫定値）に急増しています。

改正前 平成29年度から令和3年度高校生の相談に多い商品・サービス

1位	化粧品 除毛・脱毛クリーム、ニキビ用のクリームなどの定期購入など
2位	放送・コンテンツ・娯楽情報配信サービス、アダルトサイト、オンラインゲーム、動画配信サービスなど
3位	健康食品 ダイエットサプリなどの定期購入など
4位	商品一般 アイドルグッズ、不審なメール、宅配便の不在メールなど
5位	被服品 SNSの広告で知ったサイトで購入した洋服など

改正後

脱毛エステの相談が2件から15件に急増

- 部分脱毛を希望していたが、31万円の全身脱毛を勧められ断り切れず、ローンを組んで契約してしまった
- 友人に「無料だから一緒に行こう」と誘われフェイシャルエステの体験に行ったところ、脱毛を勧められ30万円コースを分割払いで契約してしまった

トラブル回避のポイント

- 「お試し」などメリットばかりを強調した広告や勧誘をうのみにしない
- 契約は慎重に。安易な借金はもちろん、ローンや分割払いなどの契約をしない
- クーリング・オフできる可能性もあるので、困ったときはすぐに消費生活センターへ相談を
- 簡単にもうかる話には要注意

<情報提供>群馬県消費生活センター

そのほかにも
こんな契約トラブルに
注意しましょう

CASE 1 マルチ商法で 友達を失う

ネットなどで「友達や知人を紹介したら、安くなる、ポイントが付く」などという告知を見かけることがあります。良い商品だからと気軽に友達に紹介してしまうと、そこから紹介の輪が拡大して怪しいセールスへとつながってしまうのがマルチ商法です。商品がだんだん高額になったり、紹介された個人情報をも別のセールスで利用されたり、「紹介商法」は思わぬ範囲まで被害が拡大します。安易に人を紹介すると、人間関係を壊すことにつながります。

CASE 2 手持ちの現金がないと ローンを組まされる

詐欺グループは、当面現金を持っていない若者にはうまい話で消費者金融でローンを組ませるという方法をよく使います。また、クレジットカードでは、残高が足りなくても購入できる「リボ払い」を勧めてきます。ローンもリボ払いも、どちらも借金と同じです。その借金を、その後返し続けなければならないのです。何か契約をするときは、よく内容を確認し、「本当に欲しいのか」「支払うことができるのか」考えてから契約しましょう。

自分の信用情報を大切に

ローンの未支払いや、クレジットカードの引き落としが規定より遅れた場合、その人の「信用情報」がダメージを受けます。銀行など金融機関は、一人ひとりの信用情報をデータベースにして共有しています。ローンの支払いが何回遅れたのかや、残高不足でクレジットカードの請求額が引き落とせなかったなどの、信用情報上のマイナスは、今後金融機関を利用する際に大きな障害になります。車のローンを組めなくなったり、新しいクレジットカードを作れなくなったり、将来住宅ローンが組めなくなったり影響は後々まで及びます。ローンという借金や、お金を巡る契約には、自分自身の「信用」がかかっていることを忘れずに、慎重に対処してください。

自分の意志でさまざまな契約が
自由になるようになるとともに、
その契約に対する責任や義務も発生することを
忘れないことが大切です。

話を聞いたのは...



館山法律事務所
弁護士 館山 史明さん

成年年齢が下がると 10代でも罰せられやすくなるの？

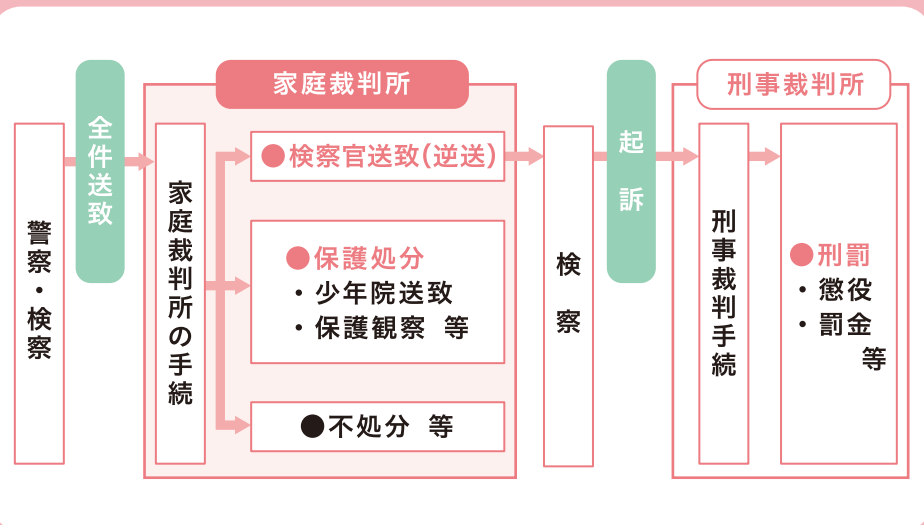
成年年齢と刑法、刑事法における年齢による扱いの違いや変更点などを紹介します。

未成年と成人では、適用される法律に違いがある

少年は置かれた環境や周囲の人間関係などに影響されやすい傾向があり、非行に走っても教え導けば、善良な市民として更生する可能性が高いと考えられています。そのため未成年者に対しては、刑務所に入る懲役刑や禁固刑、罰金などの「刑罰」でなく、保護観察処置や児童自立支援施設送致、少年院送致などの「保護処分」が下されています。

このように少年犯罪は、少年法により成人犯罪と区別されています。今回の改正で成人となった18、19歳は「特定少年」として引き続き少年法が適用され、家庭裁判所で処分が決定されますが、家庭裁判所が刑罰を科すべきと判断した場合には検察官送致（逆送）が決定され、20歳以上の人と同様に裁判所で裁かれる場合も出てきます。

少年事件の手続き概要



18、19歳「特定少年」の犯罪は重い刑罰が下る可能性も。

本来の「少年法」の趣旨は、教育や指導などで立ち直らせることであり、未成年の犯罪については「保護処分」として、少年院送致や保護観察を科せられます。18、19歳の「特定少年」にも少年法が適用されるものの、強盗、強姦、組織的詐欺罪など重い犯罪については、「逆送」され、無期や有期懲役、死刑が下される可能性があります。

少年法改正のポイント

18、19歳でも裁判員に選ばれる

成年年齢の引き下げにより、裁判員に選ばれる対象も広がり、18、19歳の人、裁判員に選ばれるようになりました。裁判員は、各市区町村の選挙管理委員会がランダムに抽出した「裁判員候補者名簿」から選ばれます。前年度末に「あなたは裁判員の候補になりました」という通知が送られ、同時に来る「調査票」に希望や辞退とその理由を明記して返送します。

翌年の裁判員を選出する際に、上記の候補者名簿からくじ引きで選ばれた人に、「裁判員等選任手続き期間のお知らせ」という通知が来ます。受ける場合は、裁判所で所定の手続きをして裁判に臨むことになります。

成年年齢引き下げにより、令和4年4月1日から18歳以上が裁判員になることが出来るようになったものの、令和4年に使用される裁判員候補者名簿は令和4年より前に作成されたため、18歳の人が名簿に載るのは令和5年分からです。

少年法は本来、罰ではなく立ち直りを目指した法律です。成年年齢は引き下げとなりましたが、その後の長い人生を見据えた対処が必要です。

話を聞いたのは…



群馬中央法律事務所
弁護士 矢田 健一さん

どんな罰を受けるの？

刑法に触れる罪を犯してしまった場合の刑事罰を紹介します。

罪に対して受ける罰は？

実際に罪を犯してしまい有罪判決を受けた場合には、その罪を償うため、また再び罪を犯さないよう教育するためなどに、刑罰が科せられます。刑罰とは、その人の生命や自由、財産を強制的に奪うことで、その種類は主刑の「死刑」「懲役」「禁錮」「拘留」「罰金」「科料」と付加刑の「没収」があります。

死刑

受刑者の生命を奪う刑罰。日本では絞首により執行される。

懲役

受刑者の身体を拘束して自由を奪う自由刑の一つ。有期と無期があり、刑事施設で生活しながら刑務作業を行う。

禁錮

自由刑の一つで、受刑者を刑事施設に収容する。刑務作業は行わず、有期と無期がある。

罰金

受刑者の一定の財産をはく奪する財産刑の一つ。罰金は1万円以上（例外あり）。支払えない場合は労役場に留置され、日当換算して罰金相当を支払い終わるまでの期間労務につく。

拘留

自由刑の一つで、受刑者を刑事施設に収容。刑務作業はなく、1日以上30日未満。

科料

財産刑の一つで、科料は千円以上1万円未満。科料が支払えない場合は罰金と同様労役場へ。

没収

犯罪行為を組成した物、犯罪行為によって作られたものや得たもの、犯罪行為の報酬として得たものなどの所有権をはく奪し国庫に帰属させる。

刑法の罪名と法定刑（一例）

罪名	条文	法定刑
殺人	199条	死刑、無期・5年以上の懲役
自殺関与及び同意殺人	202条	6月以上7年以下の懲役・禁錮
現住建造物等放火	108条	死刑、無期・5年以上の懲役
強姦性交等致死傷	181条2項	無期・6年以上の懲役
強盗	236条	5年以上の懲役
傷害	204条	15年以下の懲役、50万円以下の罰金
強制わいせつ	176条	6月以上10年以下の懲役
業務上過失致死傷等	211条	5年以下の懲役・禁錮、100万円以下の罰金
窃盗	235条	10年以下の懲役、50万円以下の罰金
詐欺	246条	10年以下の懲役
恐喝	249条	10年以下の懲役
住居侵入等	130条	3年以下の懲役、10万円以下の罰金
名誉毀損	230条	3年以下の懲役・禁錮、50万円以下の罰金
器物損壊等	261条	3年以下の懲役、30万円以下の罰金、科料
脅迫	222条	2年以下の懲役、30万円以下の罰金
侮辱	231条	1年以下の懲役・禁錮、30万円以下の罰金、拘留、科料

法律に触れよう



弁護士などによる
出前講義や模擬裁判を通じて
法律を体感してみませんか

成年年齢や選挙権年齢の引き下げなど、法律や消費生活について早い段階での教育の必要性が高まっています。社会の中で一人ひとりが自立して、課題解決に主体的に取り組む力を身に付けられるよう、群馬弁護士会や群馬司法書士会、県消費生活センターなどでは、高校などに赴き、法律関係の講義や模擬裁判、消費生活についての講義などを無料で行っています。

実際に模擬裁判を行った伊勢崎清明高校の先生や生徒の体験談を紹介します。

伊勢崎清明高校 模擬裁判（刑事）

伊勢崎清明高校リベラルアーツ同好会では、「裁判を傍聴してみたい」という一人の声から、群馬弁護士会法教育委員会による模擬裁判を開催。「自転車窃盗の罪」に対する刑事裁判で、メンバー全員が検察官、被告人、弁護人、裁判官の役に付き、検察官による公訴提起や証人尋問、判決などを行った。

体験談

弁 護士役をやりました。一つの案件を時系列に沿って細かく、深掘りしていきながら、全体を見て総合的に判断する弁護士の仕事はすごいと思いました。また、どんなことが罪になるのか、身近な法律を知らな過ぎているとも思いました。

柳田 倅さん（3年生）

被 告人役をやりました。有罪・無罪は決まっていなかったのですが、疑いをかけられ追及されると、自分がやったかのように思えて追いつめられる感覚があり、張り詰めた空気に緊張しました。

吹上 靖汰さん（3年生）

ま ず、生徒が司法に興味があることに驚きました。普段なかなか関わる機会のない司法の世界に触れられたのはもちろん、生徒も自分事として捉えながら、論理的に物事を考える練習にもなったと思います。

岡田 祐介先生（顧問）

群馬弁護士会 法教育委員会

出前講義

弁護士が作成した刑事事件の記録を用いて、生徒が弁護士・検察官・裁判官の立場に立って議論をする模擬裁判を各学校に出向いて行うもの。そのほか、基礎的な考え方をもとにした地域や学校のルール作り、選挙などに関する教育を行う主権者教育など、法的な事柄に関する講義を行っている。

スプリングスクール

春休み期間中に、前橋地方裁判所の法廷を借りて行う模擬裁判。弁護士のほか、裁判官や検察官から直接話を聞ける機会も。

高校生模擬裁判選手権

夏休み期間中に東京地方裁判所で、日本弁護士連合会主催、裁判所・検察庁などが共催し開催。刑事法廷で要求される最低限のルールに則り、高校生が検察側と弁護側に分かれ証人尋問や被告人質問など裁判手続きを行い闘う模擬裁判。裁判を通じて、物事の捉え方やそれを表現する方法を学び、刑事手続きの意味や刑事裁判の原則を理解するのがねらい。まず、群馬県代表選考の予選がある。

群馬司法書士会

出張法律教室

社会人になったときや親元を離れて一人暮らしを始めたときに、安心して社会生活が送れるよう、司法書士が高校に出向いて講義を行う。内容は、「契約とは何か」「悪質商法の手口とその対処方法」「クレジットカードやサラ金からの借り入れによって起こる多重債務」など要望に合わせて選択可能。

群馬県消費生活センター

消費者被害防止出前講座・消費者教育出前講座 若者向け出前講座

学校や地域の集まりなどに出向き、インターネットやSNSに関するトラブル、マルチ商法、ポイントメントセールス、キャッチセールスなど、若者が巻き込まれやすいトラブル事例と対処法、成年年齢引き下げにより心配されるトラブルなどについて伝える。オンライン講座も可能。

もしものときの 相談窓口

困ったとき、悩んだときには、
一人で抱え込まず
専門家に相談しましょう。

トラブルを抱えて、
どこに相談していいか
分からないなど

法テラス群馬

TEL.0570-078320

平日9:00~17:00

※適切な相談窓口案内、
無料法律相談(一定の条件あり)あり



群馬県消費生活センター

TEL.027-223-3001

または、消費者ホットライン(局番なし)188

平日9:00~16:30 ※来所相談は予約制

土曜9:00~12:00、13:00~16:30(電話相談のみ)



契約や取引、個人の借金、
製品トラブルなど

インターネット上の
誹謗中傷

被害者支援センター

すてっぷぐんま

TEL.027-212-0091

平日9:00~12:00、13:00~16:00



法的トラブル、労働、犯罪被害など
弁護士に相談するような問題か
分からない場合など



群馬弁護士会無料電話相談ガイド

TEL.027-233-9333

平日13:00~16:00(10分間)

性暴力の
被害

群馬県性暴力被害者サポートセンター

Saveぐんま

TEL.027-329-6125

平日9:00~17:00

※時間外と土日祝は

全国一律のコールセンターにつながり相談可



いじめや虐待など
人間関係の悩み

こどもの人権 110番

TEL.0120-007-110(全国共通)

平日8:30~17:15

※LINE、メールでの相談も可



デジタルマーケティングで、
群馬の中小企業に
さらなる活力を。



株式会社 JOETSUデジタルコミュニケーションズ

〒371-0854 群馬県前橋市大渡町2-2-1
TEL:027-226-6888 (受付時間:平日9:00~18:00)

<https://www.joetsu-dc.com/>

スマートフォンは
こちらから



総合ファシリティマネジメント会社を目指して



戦略FMパートナーの
グローブシップ



〒371-0024 群馬県前橋市表町2-9-9 TEL.027-221-7288

WEBでも楽しめる

Deli-J デリジェイ
いつものくまにちょっとプラス+

ホームページを
リニューアルしました

- 最新号はデジタルブックで読めます
- 誌面では紹介しきれなかった情報も発信中
- バックナンバーの閲覧もできます
- 読者プレゼントの応募も可能

<https://deli-j-j-tr.jp/>

デリジェイ

TEL.027-280-5015



NICOLE
FURUSODE STYLE



フリカツ始めるなら、いつ和におまかせ!

いつ和
振袖

大相談会

開催中

ご来店予約はこちらが便利!

ダイレクトに
予約サイトへ!

QRコード読み取り

スマホ予約サイト

130th
おかげさまで
創立130周年

高校生のうちに決めておくのが吉! 振袖予約は早いほど、好条件! 色柄、お支度時間も選び放題!



成人式当日のヘア&メイク・着付

本番当日のお支度は気になるところ。いつ和ならベテランの着付師とプロのヘアメイクで、美しく仕上げます。



記念写真、当日のお支度もおまかせ!

ハタチの記念写真

撮影経験豊富なスタッフが担当いたします。背景や小物を添えながら思い出の一枚をお客様と作り上げます。



クチコミ多数! 要チェック! グーグルマップ高評価継続中!

いつ和 伊勢崎店

0270-50-0210

群馬県伊勢崎市西小保方町368 SMARK2階

10:00~20:00



いつ和 大間々店

0277-30-7540

群馬県みどり市大間々町大間45-1

くにもろOKビル

パート2

10:00~19:00

(火曜定休)



いつ和 高崎OPA店

027-388-0154

群馬県高崎市八島町46-1

高崎OPA 4F

10:00~21:00



振袖ふるーれ 前橋本店

027-260-9400

群馬県前橋市南町3-75-1

サークス南町

No.1 1階

10:00~19:00



振袖ふるーれ 太田本店

0276-59-2500

群馬県太田市藤阿久町749-7

地域計画ビル 2階北

10:00~19:00

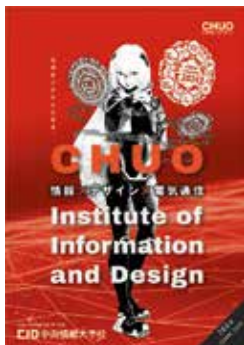
(月・木曜定休)



中央カレッジグループ 未来へ、可能性の翼をひろげる。

群馬に根づく創立81年の信頼と伝統、そして実績

北関東最大級の専門学校グループ。学生一人ひとりの夢をサポートします。



就職内定率 **99.3%**

[2017~2021年度 過去5年間実績]

卒業生総数 **38,592名**

[2021年度までの80年間]



9校 28学科 85専攻コース

